

第2号様式(第6条関係)

処分基準整理票

処分の内容	那覇市真嘉比遊水地広場 ・公園内行為の許可の取り消し ・有料公園施設使用許可の取り消し ・公園・有料公園施設使用料減免申請 ・使用料の還付		
根拠法令及び条項	那覇市真嘉比遊水地多目的広場条例 第8条1項及び9条 第2項 第3項目		
処分基準	<input checked="" type="checkbox"/> 有(第5条において準用する第3条第1項に該当する場合を含む。) <input type="checkbox"/> 無(根拠：第5条において準用する第3条第2項第 号に該当)		
	公表 <input checked="" type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない(公表しない場合の根拠：第7条第2項第 号に該当)		
	【内容】(※処分基準を公表する場合のみ記載すること。)		
処分基準 設定年月日	平成16年6月30日 (那覇市真嘉比遊水地多目的広場施工規則)	処分基準 最終変更年月日	年 月 日
所管部署	都市みらい部 公園管理課		
備考			

注 処分基準が法令に具体的に規定されているため処分基準を設定する必要がない場合は、その旨及び当該法令の定めを処分基準の内容欄に記載すること。

別紙

那覇市真嘉比遊水地多目的広場条例 第8条1項及び9条第2項 第3項

(使用許可の取消し等)

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第6条第1項の許可を取り消し、又は中池広場若しくは下池広場の使用を制限し、若しくは停止することができる。

- (1) この条例又はこれに基づく規則に違反したとき。
- (2) 許可の条件に違反したとき。
- (3) 偽りその他不正な手段により使用許可を受けたとき。
- (4) 災害その他不可抗力により中池広場又は下池広場が使用できなくなったとき。
- (5) その他管理上特に必要と認めるとき。

(使用料)

第9条

2 市長は、次に掲げる場合は、使用料を免除することができる。

- (1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)の規定による本市内の学校が教育上の目的で使用する場合
- (2) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)の規定による本市内の保育所等が保育上の目的で使用する場合
- (3) 公共団体又は公共的団体が公用又は公益のために使用する場合
- (4) その他市長が特に必要と認める場合

3 既に納めた使用料は、還付しない。ただし、市長は、次に掲げる場合は、その全部又は一部を還付することができる。

- (1) 使用者の責めに帰することのできない理由によって使用することができなくなった場合
- (2) 使用者が使用日の5日前までに使用のとりやめを申し出た場合

(権利の譲渡等の禁止)